

図書館情報学における知的所有権問題の概要

高山正也
慶應義塾大学文学部

人類の知的成果への自由なアクセスとその自由な流通を保証する社会的制度としての図書館活動の側面から知的所有権問題を考える。知的所有権概念を著作権、特許権を主体とする工業所有権、トレードシークレットという具体的な三側面に限定し、図書館活動の伝統と慣行との整合性を計るために問題点を明らかにする。すなわち、公正使用と、図書館のネットワークに基づく国際書誌調整計画および文献調達の問題、学会誌等の電子出版の普及に伴うプライオリティー確認の問題、組織における記録管理体制整備の問題等である。また、知的所有権としての特許権と著作権の整合性の欠如も指摘する。

Some Problems of Intellectual Property in The Library and Information Services

Masaya TAKAYAMA
School of Library and Information Science, Keio University
Mita 2-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan 108

Major issues in the intellectual property are copyright, patent, and trade secret. These often conflict with the practice of library and information services based on the idea and programme of free access and free distribution of intellectual and cultural works. Major conflicts are the charging on the copying services in libraries, the difficulty of identifying the priority of findings and research activities under the adoption of electronic publishing system, and the lack of record management system for keeping the trade secret. Moreover, the lack of coordination between patent and copyright is pointed out from the view point of the intellectual property.

1. はじめに

図書館・情報学の研究対象としての図書館における情報サービスの目的は人類の知的、文化的活動の成果を必要に応じて識別し、検索し、提供することにある。すなわち、図書館は当事者が明確に意識する、しないにかかわらず、知的成果物の保存のみならず、その自由な流通を保証する社会的制度として、既に2000年以上の歴史を有している。しかし、一般には、しばしば、図書館活動の目的としては、この保存機能が過度に強調された結果、ある種の誤解が生じるとともに、知的所有権問題の検討に際しても、図書館活動の実態が正しく反映されたとは言いがたい面もあり、その結果、図書館や、情報サービスの現場で種々の問題を生じさせる事となった。

一方、近年、「知的所有権」という新しい概念が登場してきたが、この概念には既存の著作権、特許権を主体とする工業所有権を中心に、種苗やICの回路配置の権利が含まれ、これに新たにトレードシークレットという新概念を加えたものであるという。

本稿では図書館・情報学の立場から、図書館サービスを推進するうえで問題となると思われる知的所有権概念を著作権、特許権とトレードシークレットのそれぞれに限定し、これらを概観する。

2. 図書館における情報流通

2. 1 図書館ネットワークに基づく情報提供

現在の図書館について、米国図書館協会(American Library Association)は次のように定義している。「図書館の利用者に、物的、書誌的、及び知的なアクセスを提供するために組織化された資料のコレクションで、利用者の情報ニーズに関するサービスとプログラムを提供するよう訓練されたスタッフを有する。」¹⁾

ここで言う「組織化された資料のコレクション」とは単に図書館の蔵書がその図書館独自で検索に備えて体系立て整理・組織化されていることを意味するだけではない。今日の図書館はそのサービスに関するかぎり、一つ一つの図書館を単館で検討対象にすることは意味がなくなっている。図書館サービスの基盤となる蔵書とは単にその図書館の蔵書だけでなく、地域、国内、国際的な広がりのなかで、同一館種内はもとより、他館種との間でも、図書館ネットワークを構築し、書誌データを流通させて文献を識別し、その識別された文献の提供・調達を保証する。これは単に技術的に可能であり、図書館経営的に合理的であるという理由だけからではない。人類に新たなる知的創造活動を保証するために、人種、国籍、職業、経済的能力などの如何を問わず、必要とする既存の知的記録物の利用を可能ならしめる社会的制度である。

このような図書館観はわが国や、特定の国のみならず、全世界的なものであり、ユネスコや国際図書館連盟(IFLA)はこの理念の実現に向けてのプログラムを実施しているほか、それを受け、例えば、ISOなどの機関において、標準化活動なども行なわれている。すなわち、ユネスコのPGIのもとでのIFLAによるUniversal Bibliographic Control (UBC) であり、このUBCの成果としてのUNIMARCとの関連のもとでISO-2709等が定められている、などである。また、IFLAがUBCと対にして提唱しているUniversal Availability of Publications (UAP)は知的成果としての文献の組織や国境を越えての利用を可能ならしめるプロジェクトである²⁾。

このように、今日の図書館活動はそのサービスの基盤となる蔵書と、その蔵書の保有する情報、すな

わち人類の知的、文化的成果を公共の財産とみなし、これを必要とする全ての人に利用可能ならしめることを目的としている。

2. 2 アカデミック・コミュニケーションと図書館

科学研究のためにサービスを提供する図書館にとって、その蔵書のなかで学術雑誌の占めるウェイトは大きい。その理由は学術雑誌が研究者間のフォーマルな、公開された、規範にかなったコミュニケーション・メディアだからである。学術雑誌が掲載する学術論文は他の研究者によって公然と引用され、かつ他の論文や研究成果とはつきりと識別されて検索される、という意味ではじめてフォーマルな領域で発表された研究成果であり、そのような論文を掲載する学術雑誌はフォーマルであるといえる。また学術雑誌は学会員などのその分野の研究者はだれでも投稿することができ、誰でもが図書館や、講読によってその雑誌を利用できるという意味で公開されている。さらに、学術雑誌が掲載する論文は査読者による査読という学術規範に合格しているという意味で、学術雑誌は規範にかなっている。

このような学術雑誌の性格に基づき、研究成果を学術雑誌に掲載することが研究のオリジナリティの先取権(Priority)承認の基礎となる。すなわち、研究成果の先取権はその成果を得た時点や第三者への通報の時点とは関係なく、原則として、学術雑誌での論文発表の時点によって決定される。

学術雑誌論文は査読によって規範化されるのならば、査読の内容が問題となる。この問題については次のような調査結果が報告されている。すなわち、査読者の審査基準の構成要素は次の五つに集約できるという³⁾。

1) 論文の形式的正確性

文献やデータは不正確であってはならないし、結果の解釈や仮説を間違ってはならない。

2) テーマの妥当性

重要な主題を扱い、一般化できて、包括的な研究を行なうべきである。

3) 表現の明確性

結果を明確に、十分な解釈と評価をわかりやすい図と表を用いて、上手に表現すべきである。

4) オリジナリティと発見の重要性

問題解決に役だつ新しい考え方や方法論を提示しているか。

5) 排除すべき論文に該当しないか。

3. 知的所有権

3. 1 著作権

著作権法に基づく著作権の保護とは複製権に重点を置いた法規制である。わが国では、著作権の権利の発生については厳密な審査を必要としない無方式主義が採用されている。このことも関連して著作権は権利の保護の範囲が特許のように特定化されていない。

著作権は他人に譲渡不可能な「著作者人格権」と、譲渡可能な「著作者財産権」とに大別されるといふ⁴⁾。

著作者人格権とは、次の三つの権利に区分される。

1) 公表権：著作物を他人（公衆）に提供、提示する権利。

2) 氏名表示権：著作物に著作者の氏名を表示する権利（表示しない権利も含む）。

3) 同一性保持権：著作物の同一性を保つ権利。

この著作者人格権は著作者の名誉を保護することを目的とし、その保護の期間は永久である。

一方、著作者財産権には次のような権利が含まれる。

複製権、放送権、上映権、貸与権、等。

この著作者財産権は工業所有権と類似の観点である、知的生産者になんらかの報酬を与え、知的生産活動へのインセンティブを引き出すことにより、知的活動を奨励しようとするものである。これは、一定期間独占的利益を与え、その後はこの成果を社会に還元して、公有財産とすることが望ましいとの考えに立つものといえる。そこで、著作者財産権は期限付きの保護となっている（わが国では50年）。言うまでもなく、図書館サービスと直接かかわるのは著作者財産権のうちの複製権と貸与権が主である。

3. 2 特許権

特許権は既存の技術を越えた新しい製品や製造工程、あるいは顕著な改善といった技術的思想を保護するために、その実施権に重点を置いた法規制である。特許権を認められた製品や技術は内容の開示と引き替えに絶対的独占権が認められる。この特許権を得るために、その権利の内容を公の裁判機関（特許庁）に出願し、厳密な審査を受けなければならない。その裁判機関による審査の基準は次のとおりである⁴⁾。

1) 新規性：既知の技術であってはならない。

2) 進歩性あるいは創作の困難性：既知の技術からその分野の技術者が容易に案出できるものであつてはならない。

3) 有用性：産業上の利用性ないしは有用性がなくてはならない。

4) 開示可能性ないしは開示を可能にすること：技術の公開にあたってはその分野の技術者が追試可能な程度に正確かつ詳細に記載されていなければならぬ。

この審査基準のうち新規性の判定に関連して、図書館サービスとの関係が問題になる。

3. 3 トレードシークレット（企業秘密、財産的情報）

本来のトレードシークレットはノウハウや様々な企業経営に価値ある情報のうち、工業所有権や著作権としては法的保護の対象にならないものを意味していたと思われるが、最近では工業所有権の対象となる重要な発明や周辺技術についての権利等も公開を必要としないトレードシークレットとして保護しようとの動きがみられる。このような知的所有権の対象として保護しようとする企業秘密にかかる情報をトレードシークレット、又は企業秘密若しくは財産的情報と言う。具体的には、企業が政府に提出する医薬品の安全性や、薬効のデータなどが代表的である⁵⁾。

4. 図書館・情報サービス上の問題

4. 1 著作者人格権と図書館・情報サービス

公表権、氏名表示権、同一性保持権から成る著作者人格権と図書館・情報サービスの実態や慣行とはお互いによく調和し、大きな問題は今のところ生じていない。著作者人格権は図書館の社会的使命である情報へのアクセスの手がかりに関連するだけでなく、学術研究者の論文投稿の誘因となる認知欲求に基づく研究成果の先取権確保の観点からも重視されなければならない。しかし、今後、電子出版、デスクトップ・パブリッシングなどの電子的・機械的編集・出版が普及すると同一性保持権を中心に問題の生じることも考えられる。

図書館・情報サービスにとって大きな問題は情報流通のうえで不可欠な書誌・目録の編纂と、抄録作成、索引付与にかかる問題である。一般にはデータベース作成においてそのデータ内容が書誌事項にとどまる場合は著作物性はないものとされている⁶⁾。しかし、著作権者の許諾を得ることなく、書誌・目録編成過程で、著者数に制限を加え、何人かの著者名を切り落としたり、著者抄録や、著者の付与した索引語に修正を加えることは著作者人格権との関連で、問題とされる可能性がある。

4. 2 著作者財産権と図書館・情報サービス

図書館は歴史的に長期にわたって、その利用に際しては直接的には代価を求めずに情報を提供してきた。しかも、その提供する情報の情報源としての資料は自館の資料や文献のみならず、原則として、世界のどこかの図書館の蔵書になっていれば、その調達を可能にすることを目指している。このような図書館のサービス方針は著作者財産権と真っ向から衝突する。このため、わが国の著作権法においては第31条で「図書館等における複製」として、図書館に複製権を認めているが、ここで言う図書館にいわゆる専門図書館が含まれないとか、図書館相互協力のための複写が認められないなど、図書館・情報サービスの実態と相容れない問題点もおおい。このため今後複写権の集中的処理機構が機能はじめた段階で混乱も予想される。ビデオソフトなど視聴覚資料の貸与権については権利者団体と利用者団体の代表としての日本図書館協会との間で協定を結び、処理している。

4. 3 特許権と図書館・情報サービス

学術研究の先取権を確保するための手段としては今日でも学術雑誌論文が主な拠り所となっているが、特許権の対象となる研究成果が生じる研究分野では研究成果の学術雑誌への論文投稿を通じて情報の漏洩が生じることを恐れ、投稿の時期をずらすように研究者に命じるケースもしばしばある。一方、学術雑誌の編集上査読に要する時間が長期化する傾向にあり、論文の受け付け月日を並記するなどの姑息な手段だけでは、一刻も早く研究成果を世に問いたい投稿者の満足を得るには至っていない。このため、研究者の中には研究成果をマス・メディアを通じて発表しようとする動きもあるが、これはアカデミック・コミュニティでは認められていない⁴⁾。特許審査と学術雑誌論文査読の目的・性格は異なるから、それぞれが別個に行なわれるのには当然であるが、研究者の立場からすると特許権と先取権の取得が少なくとも、時期的に大きくずれることなく実現できることが望ましい。

4. 4 トレードシークレットと図書館・情報サービス

図書館の蔵書は一般に公開された出版物に重点が置かれ、業務に付随して発生する文書や記録類はその組織にアーカイヴがない場合に一時的、便宜的に受け入れられていたにすぎない。しかし、今後、ト

レードシークレットが知的所有権の一構成要素として重視されるようになると、その管理体制の確立が必要になる。このような業務関連記録の管理、保管、ならびに機密保護の業務をレコード・マネジメント(Record Management)という。このレコード・マネジメントを担当する組織をレコード・センターといふ。今後わが国の組織は、営利組織、非営利組織の如何を問わず、レコード・センターをつくり、ここを中心にレコード・マネジメントの知識や技術を実務に生かす必要がある。

わが国では、このトレードシークレットの保護は民法、契約法、不正競争防止法、刑法などの既存の法体系で対応している⁷⁾。

5. 知的所有権の主な問題点

5. 1 情報技術革新への知的所有権概念の適応

米国のOTAレポート⁸⁾にみられるように情報技術が進歩し、社会の情報化が進展する状況のもとでは著作権や特許権のような一元的保護体系を適用することはもはや不可能となっている。そこでの対応策は次の二つに大別できる。

5. 1. 1 知的成果物の保護に重点を置く対策

知的所有権の財産権の側面を強調する立場である。現在、多くの知的所有権論議はこの立場で行なわれている。米国では、この立場に立つと、政策論的には次の五つの対応策が考えられるが、それぞれに問題点が残るとされている⁹⁾。

1) 市場に任せる

現在もっとも多くの支持を得ている方策であるが、契約関係に無い所有権者には無力であり、また、社会への貢献もない。

2) 司法による救済

時代遅れの法律を新たな状況にあてはめようとして、その法律の目的を歪めてしまう。

3) 現行法の修正

修正という対症療法的な対応策では根本的な解決策にならない。

4) 新規立法

新たな法秩序を作るという負担を強いられるうえ、諸外国との調整が足かせになる。

5) 現行法の抜本的改正

新規立法と同様の問題点があるうえ、現行の米国著作権法枠組みの問題点は解消しない。

5. 1. 2 発想の転換

知的成果物を保護すべきであるとの発想を転換することも、理論上は可能である。次の三つの方策が提唱されている。

1) 普及促進策

法律の介入を一定期間内のコピー作成行為禁止のみに限定する。開発者の経済的利益に制限が加わるため、反対が予想される。

2) 最小抑制策

新しい創作・開発活動に必要な最小限の保護を与えるほか、法律は何もしない。最小限の保護とは何か、どれだけの期間保護するかも、分野や、技術の進歩により異なる。

3) アクセス管理策

所有財という考え方を捨てる。アクセスするたびに対価を要求する。この方策は新技術が引き起こす概念的、法律的な各種の問題を回避することができるといわれるが、知的成果物が全てオンライン転送可能になることを前提としている。また、図書館の視点からも慎重な検討が必要である。

5. 2 当面の問題

知的所有権問題の基本的、総合的問題解決は技術が急速に進歩し、国際的にも、国内的にも、利害が錯綜する中では早急には期待できない。そこで当面の対応として、次の問題点の解決を期待したい。

それは従来、著作権、特許権、もしくは工業所有権として、別個の法律体系で運用されてきた概念を知的所有権という新たな一つの法律体系にまとめることに伴う整合性の問題である。すなわち、特許法では絶対的独占権を認める見返りに内容の開示を求めるのに対し、著作権法では著作権保護の見返りに何を求めるのか、法律の目的が知的成果物の普及にあるのか、財産権の保護にあるのか、とか、権利の確定が審査によるのか、無方式主義か、とか、権利の保護期間が15年か、50年か、などである。これらに代表される個々の具体的事項の調整を行なわずに、知的所有権という統合概念、ならびにそれにもとづく法体系の確立は無理であろう。しかし、知的所有権概念が単なる財産権としての考え方を脱却し、情報化社会での新たなる知的活動を促進するための知的成果の適正な流通を基本理念とするものであるならば、図書館・情報学との間には、本質的な対立点はないと考える。

引用・参照文献

- 1) Young, Heartsill ed. The ALA Glossary of Library and Information Science. Chicago, American Library Association, 1983, p.130.
- 2) 図書館情報学ハンドブック. 丸善, 1988, p.395-401.
- 3) Garvey, William D. Communication: The Essence of Science. New York, Pergamon Press, 1979, p.69-90. (津田良成監訳. コミュニケーション: 科学の本質と図書館員の役割. 東京, 敬文堂, 1981, 302p.)
- 4) 知的所有権: 新たな技術革新と世界的な技術移転の時代における知的所有権制度のあり方. 経済企画庁, 1987, p.69-72.
- 5) 知的所有権の新しい国際ルールの確立に向けて. 経団連月報, Vol.35, No.9, (1987), p.23-25.
- 6) 名和小太郎. データベースの著作権. 情報の科学と技術, Vol.40, No. 6, (1990), p.411-5.
- 7) 知的所有権. 前掲書, p.22.
- 8) 日本電子工業振興協会訳. 電子・情報時代の知的所有権: 米国議会技術評価局報告書. 日経マグロウヒル社, 1987, 351p.
- 9) 知的所有権. 前掲書, P.109-112.